別記様式第二号（第二十八条関係）

（表）

第四十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

第三十六条第二項の規定による証明書

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。

（裏）

第　　号　令和　　年　　月　　日交付

官　職　　氏　名

農林水産省
印又は都
道府県印

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律抜すい

（報告及び立入検査）

第三十六条　農林水産大臣は登録実施機関に対して、都道府県知事は農林漁業体験民宿業団体に対して、この法律の施行に必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。